号

港湾 運送事業法 位施行令 . つ 部を改正する政

内 閣 は、 港 湾 の活 性 化の た め \mathcal{O} 港 湾法 等 \mathcal{O} 一部を改正する法律 (平成十七年法律第四十五号) 0) 部の施

行に伴い、 並 び に港湾運送事業法 (昭和二十六年法律第百六十一号)第二条第四項及び第三十条第一 項の規

定に基づき、この政令を制定する。

港湾運送事 業法施行令 (昭和二十六年政令第二百十五号) の一部を次のように改正する。

第四 『条を削り

第五 条中 「(法第二十二条の二第二項にお いて準用する場合を含む。 を削 り、 同条を第四条とする。

第六条を削 る。

第七 条第一項第一号から第三号までを削り、 同項第四号中 「特定港湾における」及び「第十八条第二項、

第二十条第二項並びに第二十二条の二第六項において準用する」 を削 り、 同号を同項第一号とし、 同項第五

号を削り、 同 項第六号中 同 条第二号」を 事 業計画 の変更」 に改め、 同号を同項第二号とし、 同項第七号

及び第八号を削り、 同項に次の二号を加える。

三 法第二十二条の二及び第二十二条の三に規定する職権

兀 法第三十三条の二第二項にお いて準用する法第九条及び第十一条第一項に規定する職 権

第七条を第五条とする。

別表第一中 一青 森一大 湊一 」を削る。

別表第三を削る。

附則

(施行期日)

1

この 政 令は、 港湾 \mathcal{O} 活性 化のたい \Diamond の港湾法等の 部を改正する法律附則第 条第二号に掲げる規定の施

行の日(平成十八年五月十五日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

中 中 小 小企業の 企業の事業活 事業活 動の機会の 動 \mathcal{O} 機 会の 確 確 保の 保 \mathcal{O} ため ため の大企業者 の大企業者 の事 の事業活動 業 活 動 \mathcal{O} \mathcal{O} 調整 調整 に に関する法律施行 関 す る法律施行令 令 . つ (昭 和五十二 部改正)

3

年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号を次のように改める。

十一 削除

の必要があるからである。

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、 特定港湾の指定を廃止する等